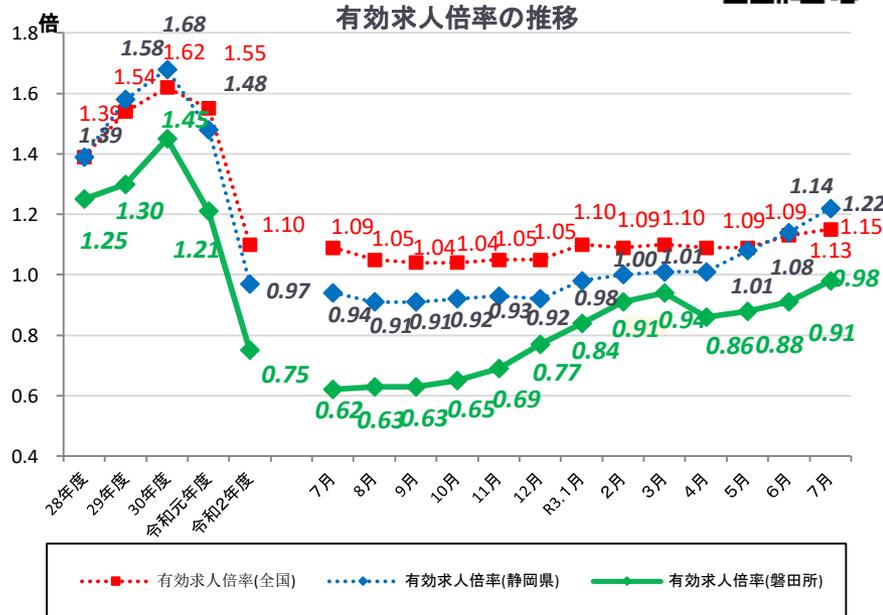


発行 ハローワーク磐田  
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎  
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230  
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

## ▶ ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(7月)

- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は0.98倍となり、前月を0.07ポイント上回りました。



	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7
全国	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15
静岡県	0.94	0.91	0.91	0.92	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08	1.14	1.22
磐田所	0.62	0.63	0.63	0.65	0.69	0.77	0.84	0.91	0.94	0.86	0.88	0.91	0.98

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整について、令和2年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。

## ▶ ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が8月20日(金)から発せられました。

当ハローワークにおいても、静岡県の対応方針を踏まえ、感染防止対策を講じてまいります。御来所の皆さまにも、「感染しない・させない」ためのマスクの着用及び検温・手消毒の実施の徹底について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

引き続き、求められている労働行政の使命が果たせるよう感染防止対策を徹底の上、行政機能の維持に万全を期してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、事務所内の密を防ぐ等の感染拡大防止の観点からも、雇用保険の届出・申請などは「電子申請」や「郵送」を、また、求人申し込みは「求人者マイページ」を利用したオンラインでの求人申し込みをぜひご活用ください。

令和3年9月から求人申込窓口の受付時間が変わりました  
～ 求人申し込みがいつでもできる「オンライン手続き」をご活用ください ～

求人申し込みをお考えの事業主の皆さまへ(お願い)  
求人受付時間の変更のご案内(窓口来所について)

**受付時間: 8時30分～16時00分(原則)**

※16時以降も求人申し込みは可能ですが、16時以降はオンライン受付分を集中的に処理するため、窓口体制を通常より縮小することがあります。

**オンライン求人申し込みのご案内**

待ち時間の縮減や非接触による感染症対策の徹底を目的に、オンライン求人申し込みの利用を推奨しています。

今後は16時以降にオンライン求人を集中処理し、より迅速な求人公開を目指します。

※**雇用保険適用窓口**においても、**受付時間を8時30分から16時まで**とさせていただきます。



## ➤ 雇用調整助成金等の特例措置について



新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、緊急事態措置区域として静岡県等が追加され、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、11月末まで継続することとする予定です。

また、最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/4以上)を問わず支給します。

問い合わせ先

雇用調整助成金産業雇用安定助成金コールセンター(電話0120-60-3999)

## ➤ 育児休業給付に関する被保険者期間の要件を一部変更します



「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が9月1日から一部変更となります。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、支給の対象となる可能性があります。特に勤務開始後1年程度で産休に入った方などは対象になる可能性がありますので、一度ご確認ください。

原則の育児休業給付の被保険者期間

### 【現行】

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上ある完全月が12か月以上あること。

### 【改正後】

被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、産前休業開始日等を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

育児休業給付とは、雇用保険制度で、労働者の失業を防止し、雇用の安定を図る観点から、育児休業の取得を容易にすること等で、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を促進するため、育児休業給付金として育児休業中に支給されています。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

## ➤ 令和3年度静岡県最低賃金改正の答申について(お知らせ)

令和3年8月6日、静岡地方最低賃金審議会は、静岡労働局長に静岡県最低賃金を現行の885円から28円引き上げ、時間額913円とする答申を行いました。

今後、この答申内容についての意見の申出の公示などの諸手続きを経た上で、静岡労働局長が静岡県最低賃金を決定する予定となります。決定後は同年10月2日より効力が発生することとなります。

### 【業務改善助成金が使いやすくなりました】

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るため「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行いました。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請が可能になりました。

【問い合わせ】静岡労働局雇用環境・均等室 電話 054-254-6320

## ➤ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで経験の無い職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試用雇用する制度です。

事前にトライアル雇用求人用ハローワークに提出いただき、この求人での紹介により、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成金を受けることができます。

## ➤ 中小企業の皆様の働き方改革を応援！

— 無料の窓口相談・専門家派遣をご活用ください! —



ワンストップ相談窓口「働き方改革支援センター」を開設しました。労務管理の疑問やお悩みに社会保険労務士がお答えします。

【問い合わせ】静岡働き方改革推進支援センター

(静岡労働局委託：静岡県中小企業団体中央会受託)

フリーダイヤル0800-2005451 平日9:00~17:00

ホームページ <http://work.siz-sba.or.jp>

ハローワーク磐田では、新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の方々に、マスクの着用、手指のアルコール消毒、体温の検温の御協力をお願いしております。